

◎日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の
付表の修正に関する交換公文

(略称) 米国との航空協定付表修正取極

昭和五十二年七月二十六日 東京で

昭和五十二年七月二十六日 効力発生

昭和五十二年八月 八 日 告示
(外務省告示第一八五号)

目次	ページ
米国側書簡	一一八九
付表の修正	一一八九
日本側書簡	一二九一

(日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の付表の修正に関する交換公文)

(米 国 側 書 簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十二年八月十一日に署名され、千九百五十九年一月十四日、千九百六十五年十二月二十八日、千九百六十九年十一月十二日及び千九百七十二年五月九日に修正されたアメリカ合衆国と日本国との間の民間航空運送協定に関する最近の協議に言及するとともに、同協定の付表(A)(4)を「日本国からサイパン島及びグアム島へ」に修正することを本国政府に代わつて提案する光栄を有します。

本使は、更に、貴国政府が前記の提案を受諾されるときは、この書簡及び受諾を表明される閣下の返簡が修正された民間航空運送協定を更に修正する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十七年七月二十六日に東京で

アメリカ合衆国特命全權大使

マイケル・J・マンズフィールド

米 国 と の 航 空 協 定 付 表 修 正 取 極

(U.S. Note)

Tokyo, July 26, 1977

Excellency,

I have the honor to refer to recent consultations on the Civil Air Transport Agreement between the United States of America and Japan, signed on August 11, 1952, as amended on January 14, 1959, December 28, 1965, November 12, 1969 and May 9, 1972, and to propose, on behalf of my Government, that paragraph (A)(4) of the Schedule attached to that Agreement be amended to read, "From Japan to Saipan and Guam".

I have further the honor to propose that if the foregoing proposal is acceptable to your Government, this Note and Your Excellency's Note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between our two Governments further amending the Civil Air Transport Agreement, as amended, which will enter into force on the date of Your Excellency's reply.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

(Signed) Michael J. Mansfield

米 国 と の 航 空 協 定 付 表 修 正 取 極

日 本 国 外 務 大 臣 鳩 山 威 一 郎 閣 下

一 一 九 〇

His Excellency
Ichiro Hatoyama
Minister for Foreign Affairs
Tokyo

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米側書簡)

本大臣は、更に、日本国政府に代わつて前記の提案を受諾するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が修正された民間航空運送協定を更に修正する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十七年七月二十六日に東京で

日本国外務大臣 鳩山威一郎

アメリカ合衆国特命全權大使

マイケル・J・マンスフィールド閣下

(参考)

この取極は、一九五九年、一九六五年、一九六九年及び一九七二年に修正された一九五二年の日米民間航空運送協定（条約集一一二一号参照）の付表に掲げられた運営路線の修正に関し、日米両国政府間の合意を確認するものである。